

統一テーマ



考えよう! 大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、「18歳から大人」になりました。

■18歳になったら親の同意なしでの契約ができるようになります

例

- スマートフォンを購入する
- 一人暮らしのためのアパートを借りる
- クレジットカードをつくる
- ローンを組んで高額な商品を購入する など



成年になると、契約の「未成年者取り消し」ができなくなります



未成年者の契約には親の同意が必要で、同意を得ずに契約をした場合、民法で定められた「未成年者取消権」により契約を取り消すことができます。しかし、令和4年4月1日以降、18歳は成年であるため契約を簡単には取り消せなくなりました。

■契約を結ぶかどうか決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身

契約にはさまざまなルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。大人になりたての若者を狙い打ちする悪質な業者もいるので注意しましょう!

■こんなトラブルに注意!!

定期購入

「お試し500円」などのネット広告でダイエットサプリメントを購入したら、定期購入が条件だった。 → **契約内容・解約条件をしっかりと確認しよう!**

エステ契約

体験だけのつもりが、高額な契約を勧められた。 → **その場で契約しないで、本当に必要かどうかよく考えよう!**

情報商材

「1日10万円稼げる」「誰でも楽に稼げる」というSNSなどの広告を見て、簡単に稼げる情報を記載した情報商材を契約したが、全然儲からない。 → **「儲かる」うまい話はありません。広告などを安易に信じないようにしよう!**

マルチ取引

友人やSNSで知り合った人から「人を紹介すれば儲かる」などと誘われた。 → **誘われてもきっぱり断ろう!**



トラブルに遭わないためには



- 契約する前によく考え、儲け話をうのみにしない!
- 契約を急かされたら、きっぱり断る!
- 契約を結ぶ際には、事前に契約内容の確認を!
- 本当に支払いができるのか? 自分の収入に見合った買い物を!



契約や買い物で「困ったな」と思ったら、一人で悩まず相談を!

● 上田市消費生活センター ☎75・2535 ● 消費者ホットライン ☎188



消費者庁
「18歳から大人」
特設ページ

